

議案第68号

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、水路の使用料の額を適正なものに改める必要があるによる。

福岡市水路使用料条例の一部を改正する条例

福岡市水路使用料条例（昭和31年福岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金 額	
1 級地区	2 級地区
円 2,300	円 2,300
3,600	3,600
4,800	4,800
2,100	2,100
3,300	3,300
4,600	4,600
4,200	4,200
88	88
130	130

190	190
250	250
380	380
500	500
880	880
1,300	1,300
2,500	2,500
470	300
120	81
4,300	3,200
2,800	1,800

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。